

コスモスセンター指定居宅介護支援事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 指定居宅介護支援の事業の目的は次のとおりです。

1. 在宅で生活をしている要介護者などが日常生活を営むために必要な福祉サービスまたは保健医療サービスを適切にできるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成すること。
2. 居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供等が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供をおこなうこと。
3. 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他便宜の提供をおこなうこと。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援事業の運営の基本の方針は、次のとおりです。

1. サービスの提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しておこないます。
2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようサービスを提供し、医療サービスとの連携に十分配慮します。
3. 利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
4. 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスなどが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように、公平中立におこないます。
5. サービスの提供に際し、市町村、介護保険法第6章第115条の46に規定する地域包括支援センター、その他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設などとの連携につとめます。

6. サービスの提供にあたっては、運営規程第17条に定める通常の事業の実施地域外からの利用申込であるなどの正当な理由なく、このサービスの提供を拒むことはしません。
7. 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切な指定居宅介護支援サービスを提供することが困難である場合は、他の指定介護支援事業者を紹介するなど、その他必要な措置を講じます。
8. 定期的に、提供しているサービスの質の評価をおこない、常にその改善をはかります。

第3条 この事業所の名称と所在地は次のとおりです。

1. 事業所の名称 社会福祉法人 上溝緑寿会 コスモスセンター
2. 所在地 相模原市中央区上溝5423番地5

第2章 職員（従業者）の職種、員数及び職務内容

（介護支援専門員の配置）

第4条 この事業は、次の職員を配置し指定居宅介護支援サービスを提供します。

1. 管理者（介護支援専門員） 1名
2. 介護支援専門員 3名以上

（管理者の配置）

第5条 指定居宅介護支援の事業の管理者は、コスモスセンター常勤・専従とし、指定居宅介護支援事業に関わる職員の管理及び業務の管理を一元的におこなうものとします。

第3章 営業日及び営業時間

第6条 この事業の営業日および営業時間は、次のとおりとします。

1. 営業日は、月曜日から土曜日とします。ただし、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月30日から1月3日までは休業日とします。
2. 営業時間は、8時30分から17時30分とします。
3. 電話による相談や苦情は24時間連絡が可能な体制とします。

第4章 事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(サービス利用開始時の内容および手続きの説明・同意)

第7条 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要及びサービスの利用方法を説明した資料を交付して説明をおこない、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ます。

また、居宅サービス計画は、利用者の希望を基礎として作成されるものであることについても説明し、利用申込者の理解を得るようにします。

(利用者の相談を受ける場所)

第8条 利用者の相談を受ける場所は、コスモスセンターもしくは利用者の希望により利用者の居宅等にて行うものとします。

(サービス担当者会議の開催場所)

第9条 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅もしくは利用者の希望によりコスモスセンター、サービス事業所内等でおこなうものとします。

(介護支援専門員の居宅訪問頻度)

第10条 介護支援専門員のサービス利用者の居宅訪問は、原則として、概ね1ヶ月に1回以上訪問するものとします。

(受給資格などの確認)

第11条 指定居宅介護支援の提供の申込を受けた場合は、サービス利用希望者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定などの有効期間を確かめます。

(身分を証する書類の携行)

第12条 サービスを提供する介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示します。

(利用料)

第13条 この事業所が提供する指定居宅介護支援サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額と別紙「居宅介護支援サービス料金表」で定めるその他の利用料との合計額とします。

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際は、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容および費用を説明した上で、利用者の同意を得て、その支払いに同意する旨の文書に記名あるいは押印を受けます。

(要介護認定の申請についての援助)

第14条 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に関する申請について利用申込者の意志を踏まえ、申請代行等必要な協力をおこないます。

(居宅サービス計画の作成)

第15条 居宅サービス計画の作成については、次の方針でおこないます。

1. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者などに関するサービスの内容、利用料などの情報を適正に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。
2. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービスなどのその置かれている環境などの評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決するべき課題を把握します。

(利用者に関する市町村への通知)

第16条 上溝緑寿会コスモスセンターは、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知します。

1. 正当な理由なしに法24条第2項に規定する介護給付など対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより要介護状態などの程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第17条 この事業の通常の実施地域は、神奈川県相模原市中央区全域、南区、緑区の一部とします。

第6章 その他運営に関する重要事項

(秘密保持)

第18条 介護支援専門員その他の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らしません。

(苦情処理)

第19条 自ら提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスなどに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、記録の整備その他必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族などに連絡をおこなうとともに、記録の整備その他必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償をおこないます。

(虐待防止)

第21条 虐待を防止するための従業者へ対する研修の実施。

(業務継続計画の策定等)

第22条 感染症に係る業務計画及び、災害に係る業務計画を作成し定期的に研修を行います。感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を設置し、研修を定期的に行います。

(特定事業所加算の算定要件)

第23条 ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修に参加する。

(その他)

第24条 従業者に対するハラスメント指針、周知、啓発をする。

従業者からの相談に応じ、適切に対処する為の体制の整備

(この運営規程の改正手続き)

第25条 この規程の改正は、理事長が、評議員会と理事会の承認を得て決定します。

(附則)

この規程は、平成11年10月1日から施行します。

この規程は、平成15年4月1日から施行します。

この規程は、平成18年4月1日から施行します。

この規程は、平成22年5月1日から施行します。

この規程は、平成24年4月1日から施行します。

この規程は、令和1年11月1日から施行します。

この規程は、令和4年4月1日から施行します。

この規程は、令和4年11月1日から施行します。

この規程は、令和6年4月1日から施行します。